

欠損金の 繰戻し還付制度

青色申告している法人が、前期が「黒字」で納税があり、当期が「赤字」となった際、前期の所得と当期の欠損を通算して前期の納税額を還付してもらう「欠損金の繰戻し還付」制度が認められています。

〔制度の経過〕

この制度は、歳入不足の対処策として、平成4年4月1日から当分の間不適用とされていましたが、平成21年度の税制改正で、平成21年2月1日以後の終了事業年度において生じた欠損金額について適用されることとなりました。

〔具体例〕

具体的な数字を挙げますと、前期所得200、法人税額60とした場合、当期に100の欠損が生じたケースにおいて、 $60 \times (200\text{分の}100)$ の算式から、30の納税額が還付される仕組みです。

ナマの税務相談室

Q 父の葬儀にご出席いたしました。ただいまして有難うございました。

A 会社の方々も立ち働かれていて、亡くなられた父上を偲ぶ、いいお葬式でした。

Q 私の家は、母を始め姉、妹など殆ど女性で世慣れていませんので、ただ一人の男の私が仕切って会社の連中に手伝わせて通夜、告別式と行いました。

今日は、葬式費用の資料、主として領収書ですが、まとめて持参しました。

A 拝見しましょう。お寺のお経料、通夜分、告別式分計300万円、S葬儀店の葬儀料550万円、新聞広告25万円、通夜雑費等約100万円ですね。アッ、この領収書はすべて○○株式会社になっていますが、どうしてですか？

Q 先程、申しましたように、若い連中を手伝わせ、会社が殆どの支払いにタッチしましたので、仮払いしております。

立替である 葬儀費用は

A 社葬ではないということですね。これは困りましたね。

Q 会社々長の父の葬儀とはいえ、当社規模

で、社葬などとはおこがましい。

A 専務、相続税でいう葬式費用とは、相続人が実際に負担した金額をいう、とあって、領収書は専務か、母上あてか、甲山家あてとか…。それでは、已むを得ません。早急に会社の仮払いを相続人が返済するようにしてください。未払いのままの放置は、法人税、相続税ともダメです。

Q 領収書はどこの家でも個人あてになっているのですか？ そうですか。香典返しは貰った香典から支出しています。では、明日にでも母が相続した預金から会社に1,000万円弱を返済させましょう。

A その返済によって、当局には葬式費用として認めてもらうように説明します。

ナマの税務相談室